

平成30年3月7日
交 通 局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 荒川線における規程違反行為

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	戒告

イ 管理監督者

参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成29年10月21日、22時52分頃、事故者は、都電荒川線を運行中、学習院下停留場～鬼子母神前停留場間において、乗務の際に携行している手帳を開き、前方注視を怠る等の規程違反行為を行った。

2 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成29年 4月 5日	主事	54	男性	戒告
平成29年12月 8日	主事	46	男性	戒告
平成29年12月28日	主事	55	男性	戒告
平成30年 1月18日	主事	58	男性	停職3日間

(2) 事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。